

## 気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の措置について（お知らせ）

大津市教育委員会が策定する「市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準（改訂版）」に基づき、下記の通り策定しましたのでお知らせします。下記の通り臨時休業を行う場合、原則、学校からの連絡はありません。校長の判断の措置を行う場合は、メール配信、ホームページでお知らせします。

### 記

#### I 気象（暴風を含む警報、特別警報）

- 1 当日の**午前7時**の時点で、**県内に暴風を含む警報**または**大津市南部地域に特別警報**が発表されている場合、その日は**臨時休業**とします。以降、警報が解除された場合も家庭学習とします。
- 2 当日の**午前7時以降**で、**登校中又は登校後**に確実に**暴風を含む警報**または**大津市南部地域に特別警報**が発表されるおそれがある場合は、校長の判断により臨時休業とすることがあります。
- 3 当日の**午前7時を基準とする前後の時間帯**に、県内に暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報が発表されていない状態でも、以下のいずれかの状況が発生している場合は、校長の判断により、臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行うことがあります。
  - 大雨警報、洪水警報、大雪警報**のいずれかが発表されている。
  - 土砂災害警戒情報**が発表されている。
  - 避難情報**が発表され、本校（体育館）に避難所が開設されている。
  - 生徒の登校に影響する範囲の**公共交通機関**（京阪電車）が**運転を見合わせて**いる。

#### II 地震

**前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）**の地震の発生により、大津市において**震度5弱以上**を観測した場合は、その日は**臨時休業**とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

#### III 武力攻撃事態等

**前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）**に大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が大津市から市民に対してあった場合は、その日は**臨時休業**とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

#### IV 熱中症

大津市教育委員会からの「新型コロナウイルス感染症対策をふまえた熱中症対策について」に準じた対応となります。原則、臨時休業、早退措置はありません。